

県が耐震診断を義務付けた広域防災拠点となる建築物の要件

耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づいて次のとおり指定しています。

次に掲げる建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を平成27年12月31日までに、所管行政庁（県又は特定行政庁）に報告しなければならない。

用途：ホテル・旅館

要件：耐震改修促進法の附則第3条第1項に掲げる「要緊急安全確認大規模建築物」に該当する建築物のうち、所在市町村と「避難生活者の受入れに関する協定書」を締結したもの。

<注意>

- ・協定書は、施設と所在市町村とが締結したもので、受入期間と受入人数を明確にしてください。協定の名称やその他の規定内容は問いません。
- ・広域防災拠点との趣旨から、所在市町村以外の住民をも受入れることが可能なもので、受入期間を3ヶ月以上、受入人数を100人以上とするものを対象とします。